



2022年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 雪 国 ま い た け
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 湯 澤 尚 史
(コード：1375、東証プライム市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 兼 経 営 企 画 部 長
櫻 井 威 典
(TEL. 025-778-0162)

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、下記のとおり、2022年6月24日開催予定の第5期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値のさらなる向上を目的として、取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、重要な業務執行の決定を業務執行取締役委任できる体制とすることで、より迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2022年6月24日開催予定の第5期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、本件につきましては、第5期定時株主総会において正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

取 締 役	湯澤 尚史	(現 当社代表取締役社長)
取 締 役	三枝 俊幸	(現 当社常務取締役)
取 締 役	藤尾 益雄	(現 当社取締役)
取 締 役	千林 紀子	(現 当社社外取締役)
取 締 役	辻田 淑乃	(現 当社社外取締役)

(2) 監査等委員である取締役の候補者

取 締 役	小林 嗣明	(現 当社常勤監査役)
取 締 役	建部 和仁	(現 当社社外監査役)
取 締 役	内藤 哲哉	

(3) 退任予定の取締役及び監査役

足利 巖 (現 当社取締役)
若井 進 (現 当社取締役常務執行役員)
平田 富峰 (現 当社社外監査役)
藤澤 鈴雄 (現 当社社外監査役)

足利巖氏、若井進氏、平田富峰氏及び藤澤鈴雄氏は2022年6月24日開催予定の第5期定時株主総会終結の時をもって、退任を予定しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ①上記1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ②株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款を変更するものであります。
- ③上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2022年6月24日(予定)

定款一部変更の効力発生日 2022年6月24日(予定)

※ただし、現行定款第16条の削除及び変更案第16条の新設につきましては、附則第1条に定める日に効力が生じるものといたします。

以上

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第10条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(電子提供措置等)</u>
<p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
第17条～第19条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p>
(新 設)	2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。	第21条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p>
<p>第24条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第30条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第29条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第31条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第32条 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第34条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="margin-left: 2em;">2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第32条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令の定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第33条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 2em;">(削 除)</p> <p style="margin-left: 2em;">(削 除)</p> <p style="margin-left: 2em;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額の範囲に限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>第40条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議)</u> 第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第42条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u> 第43条 <u>監査役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第35条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u> 第36条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第37条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第38条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u> <u>第39条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算 第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算 第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(2 0 2 0 年 7 月 3 0 日 施 行)</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>（監査役の実任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第5期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第5期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前定款第39条第2項の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">(2 0 2 2 年 6 月 2 4 日 施 行)</p>